

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 13 日 本紙第 5375 号

【法令名】

○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 8 月 13 日 政令第 187 号

【管轄省庁】

財務省

【施行期日】

平成 22 年 9 月 1 日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

適用期限が到来する報復関税の期限を延長する。

* 要旨

平成22年8月31日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を1年延長する。
(第1条・第2条関係)

.....